

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1項 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、確実な情報の収集・連絡体制を確保する。

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協議しヘリコプター、車両など多様な情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 連絡体制について

一般対策編 第3章第4項第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定めるところによる。

第2節 情報の分析整理と活用体制の整備

(1) 人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、県と連携し、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料の対策本部等への備え付け

町は、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等の資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害情報を集約する場所を備え付ける。

第2項 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設の状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網に係る設備等を整備するとともに、その操作方法の習熟に努めるものとする。

(1) 通信対策

一般対策編 第3章第3項第3節「災害通信計画」に定めるところによる。

第3項 組織体制等の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアル等を整備しておくものとする。

第1節 体制の整備

(1) 原子力災害警戒体制

町は、次の場合に原子力災害警戒体制をとる。

- ・ 県から、町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生との連絡があったとき
- ・ 県から、原子力事業所において、警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）発生との連絡があったとき

(2) 原子力災害警戒本部体制

町は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる

- ・ 県から、町内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）発生との連絡があったとき
- ・ 県から、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象発生との連絡があったとき
- ・ 町長が必要と認めたとき

(3) 災害対策本部体制

町は、次の場合に、災害対策本部を設置し非常体制をとる

- ・ 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
- ・ 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合
- ・ 町長が必要と認めたとき

第4項 長期化に備えた動員体制の整備

町は、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5項 広域防災体制の整備

町及び防災関係機関は原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実努める。
また、町は、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

第1節 防災関係機関相互の情報交換

町は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

第2節 広域的な応援協力体制の整備

、避難退域時検査実施場所の整備応援体制の整備を図るため、国及び県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定等の締結等、他の市町村との連携を図る。

第3節 緊急消防援助隊の受入体制の整備

町は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

第4節 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

町は、知事に対し自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や受入体制の整備に努める。

自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編 第2章第17節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

第5節 専門家の派遣要請手続の整備

町は、県から警戒事象又は特定事象発生連絡を受けた場合に、必要に応じ、県に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きを、あらかじめ定めておく。

第6項 緊急時モニタリング体制の整備

町は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は、放射線の放出による周辺環境への影響の評価に関する観点から、平常時から環境放射線モニタリングデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。

また、緊急時における初動時の環境放射線量等のモニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）のため、県の実施する緊急時モニタリングへの協力・連携に関する体制を整備する。

第1節 モニタリング機器の整備・維持

町は、環境モニタリングを実施するため、機器等を整備・維持し、適切に管理する。

第7項 屋内退避、避難等活動体制の整備

町は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと。また、その放出後は、指針の指標（O I L : Operational Intervention Level）に基づく避難（一時移転を含む。以下同じ。）を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を踏まえ、対応体制の整備等に努める。

第1節 避難計画の策定

町は、県の支援により屋内退避及び避難計画を策定する。

※ 本町は、対策強化地域内にあり、県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された市町であるが、県境を超えるような避難のあり方については、今後の国・県の検討結果等において、計画を作成するものとする。

第2節 避難所の整備

(1) 避難、避難退域時検査実施場所の整備

町は、学校等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を一時集結所や避難所及び避難退域時検査の実施場所としてあらかじめ指定する。

町は、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両の整備

町は、町民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努める。

(3) 屋内退避施設の整備

町は、屋内退避施設の調査・整備に努める。

(4) 物資の備蓄・調達

町は、県及び民間事業者と連携し、避難所で必要とされる食料その他の物資の確保に努める。

第3節 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の把握・共有・避難誘導體制を整備する。

第4節 避難所・避難方法等の周知

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法について、日ごろから住民への周知徹底に努める。

第5節 広域的な避難に係る協定の締結

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。

第8項 学校、医療機関等における避難計画の策定及び防災教育・防災訓練の実施

学校、病院等医療機関、社会福祉施設は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）、入院患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ避難計画を策定するとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。

町及び県は、学校、病院等医療機関、社会福祉施設等の管理者が適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言を行う。

また、病院等医療機関や介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、国の協力を得て、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めておくように努める。

第9項 原子力災害医療活動体制の整備

町は、県が行う緊急時における町民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療活動について協力するための体制の整備を図る。

また、町は、県が整備する原子力災害時医療対応に係る資機材を、保健センターに保管するものとする。

第10項 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

町は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。

また、町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、県と相互に密接な情報交換を行う。

第11項 住民等への情報提供体制の整備

原子力災害が発生した場合、住民に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、町は、県と連携し、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

第1節 情報項目の整理

町は、県及び防災関係機関等と連携し、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。この場合は警戒事態に該当）をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整備を行う。

第2節 情報提供体制の整備

町は、県と連携し、住民等及び報道関係機関に対しの確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生、児童委員等との協力・連携に努める。

第3節 住民相談窓口の設置等

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

第4節 多様なメディアの活用体制の整備

町は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第12項 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発

町は、県と協力し、住民等に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、次に掲げる事項等について、広報活動を実施する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第 1 3 項 防災訓練の実施

町は、県と連携し定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

第 1 節 訓練計画の策定

町は、県と連携して次に掲げる訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 通報・連絡、情報収集・伝達訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 住民等に対する情報提供訓練
- (5) 原子力災害医療活動訓練
- (6) 住民等に対する情報提供訓練
- (7) 住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

第 2 節 訓練の実施

町は、策定した訓練計画に基づき、県と連携し、定期的に訓練を実施する。

第 1 4 項 防災業務関係者の人材育成

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努める。

また、町は県と連携して、又は専門家を招へいする等により、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。

第 1 5 項 町内における核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町、県、警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

第 1 節 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、次に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措

置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

- (1) 町、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

第2節 町及び県

町及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民等の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

第3節 警察

警察は、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

第4節 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。